

平成24年5月29日

第4回有識者会議提出資料

東京乗用旅客自動車厚生年金基金
常務理事・運用執行理事 永山 善二

厚生年金基金の財政運営の在り方について

厚生年金基金（以下「基金」という）の財政運営に当たっては、給付と負担の公平性が図られることが最優先である。この公平性が担保されてはじめて、事業主、加入員、受給者、又は将来加入員等のステークホルダーからの信任が得られ、制度が存続することが可能となる。

この観点から、財政運営の在り方を考える。

1 「予定利率の見直し」について

冒頭、基金の予定利率についての理解に少し混乱が見られるので、整理したい。

基金は、①国の代行部分、②プラスアルファ部分、③加算部分から成っている。基金は当該基金の財政運営規程で予定利率（目標収益率=必要利回り）を定めているが、この規程では①②③とも昔のままの5.5%としている基金が多い。

しかし、平成17年に基金財政が中立化されて以降は、①の部分は GPIFの利回り(必要利回り)を目標にすれば良いこととなり、実質的には目標収益率は5.5%ではなくなった。しかし、多くの基金が財政運営規程での①の予定利率を5.5%のままとしており(562基金中485基金)、このことが誤解に繋がっているものと思われる。

一方、②③については、基金独自の給付であり、それぞれの基金の事情や思想によって予定利回りを定めており、現在も5.5%の基金が多い(518基金中296基金)。しかし、近年の資産運用による収益率は低迷し、5.5%を達成できない状況にある。が、掛金率は5.5%の収益率を前提に計算しているため、このギャップが不足金を発生させ、財政を悪化させる要因となっている。

この②③の予定利率を引き下げて、財政運営の健全化を図ろうとするとき、給付水準を見直さなければ、掛金負担が増加することとなる。

財政の健全化を図るために予定利率を引き下げ場合は、給付減額を含めて労使で話し合い、加入員の1/2以上の同意で実施することが出来るものとしたら如何か。なお、給付減額に際しては、あらかじめ定めた給付水準(プラスアルファ)の下限を下回らないこととする制限は必要である。

* () の数値は平成22年度末現在。企業年金連合会調べ。

2 積立不足への対応

積立不足（純資産＜最低責任準備金）は何故生じているのか、その要因を検証してみると複数の要因があることが分かる。

1点目は、資産運用結果によるものである。過去に積立不足はなかったのかどうかを過去10年間で検証してみると、平成14年度には全基金の36%、15年度、16年度はそれぞれ約20%の基金が積立不足を生じていた。その後、17年度には急激に市場が好転して積立不足の基金は約3%となり、18年度も約3%となった。しかし19年度は収益率が低下して積立不足の基金は全体の25%と拡大した。さらに、リーマンショックによる市場の暴落により平成20年度は78%の基金が積立不足となり、21年度、22年度も約35%の基金が積立不足となっている。

平成17年からの財政の中立化により、基本的には基金の代行部分の収益率はGPIFの収益率に劣後しなければ良いこととなったが、多数の基金のポートフォリオの株式配分比率（約40%）がGPIFのそれ（約20%）と比べて高かったため、ここ10年間の株式市場のボラティリティの大きさが基金の収益率にマイナスに影響したことは明白である。逆を言えば、株価水準が回復すれば積立不足も解消するということにもなる。

しかし、今後は、財政が中立化されていることを認識し、これに基金独自の事情を勘案した目標リスク・リターンを再構築して資産運用することが必要ではないかと思われる。

2点目は、制度面である。基金の国への債務である最低責任準備金（代行部分）の算出方式を早急に見直す必要がある。

つまり、最低責任準備金は、「前年度末最低責任準備金×GPIFの運用利回り＋免除保険料等－代行給付相当額等」で算出されるが、このうち代行給付相当額については代行給付費に0.875を乗じた額とされている。

この調整率0.875の根拠は現行制度に切り替わった際の推計であると聞いているが、現在の基金の実体とは乖離しており、実体にあった数値を適用すれば、基金の債務（最低責任準備金）は減少することが見込まれる。

われわれの実態に基づいて行った試算によれば、この調整率は10%程度大きくなり、結果として最低責任準備金は現在額よりも減少する見込みである。財政中立化の徹底の観点から過去に遡った見直しが求められる。

負債である最低責任準備金は基金の財政運営の最重要数値のひとつであり、全基金の毎年の積立水準に大きく影響していることは勿論、解散基金にあつては解散時最低責任準備金が過大に見積もられることもあることから、国は何時までも放置せず、早急に見直すべきである。

3点目は、給付現価負担金の一括交付である。

基金は代行年金を国に代わって支給することから、財源である最低責任準備金を保有していなければならないが、基金の成熟化が進行して単年度のキャッシュアウトが進行したり、GPIFの運用利回りが連続してマイナスとなった場合は最低責任準備金が減少することになる。このため、「基金の

最低責任準備金が過去期間代行給付現価の 2 分の 1 を下回ったときは下回った額の 5 分の 1 ずつを、また、4 分の 1 を下回ったときは下回った額の全額を、国は給付現価負担金として当該基金に交付する」と規定されている。

これは、代行年金を支払うための資金の枯渇を避ける措置であるが、何故 5 分の 1 なのか理由が判然としない。本来、基金が保有すべき代行部分の資産は過去期間代行給付現価相当額そのものであり、下回った額全額を一括交付すべきである。

この給付現価負担金が全額交付されることによって基金の不足金が増減することはないが、基金の年金資産（資産）と最低責任準備金（負債）が同額増加することとなって、積立水準が改善される効果がある。また、資産残高が増加するので、資金繰りの心配もなくなる。

なお、この仕組みが理解されていれば、「10 年以内に資産が枯渇する」という間違った新聞報道はされず、基金の現場や制度の理解に混乱が生じることが防げたのではないかと忸怩たる思いがする。厚生労働省には、基金制度の正確な姿を知ってもらうよう積極的な行動をしていただきたい。

平成 11 年 9 月から基金の財政方式が将来法から過去法(ころがし方式)に変更され、免除保険料も基金個別の料率となるなど財政の中立化によって基金の代行部分に係る過不足は基金の負担とならなくなった。

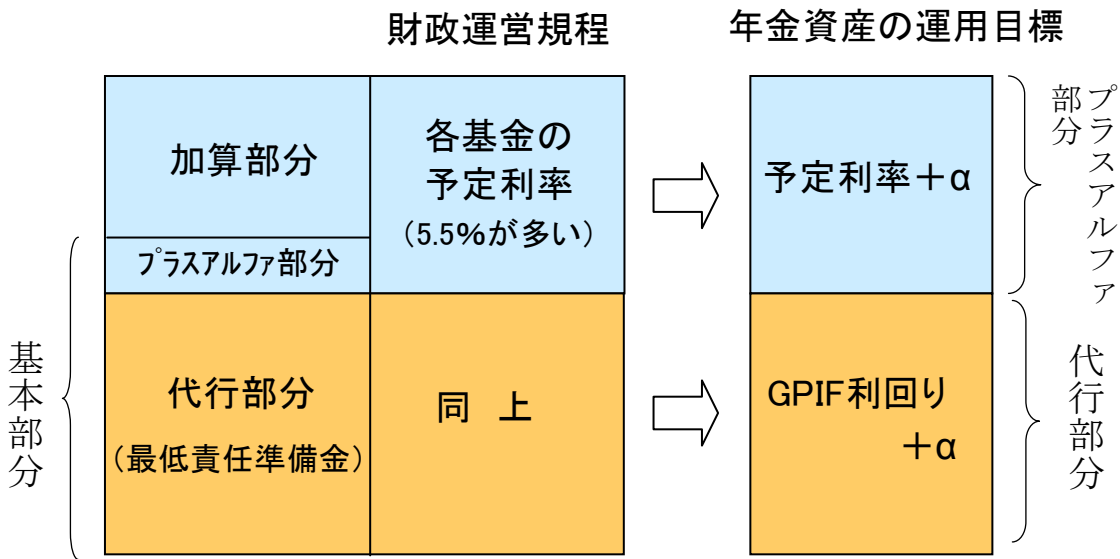
しかし、それ以前の全基金が一律の免除保険料率であった時代には、基金の加入員の高齢化等により代行に必要となる保険料率が免除保険料率を上回っていた基金があり、国の年金を代行するために当該基金が長年にわたりオーバー負担を強いられていたという事実がある。

現在、過去にこれらのオーバー負担があったことは忘れられているように見えるが、指定基金や積立不足の状況にある基金のなかにオーバー負担した基金があれば、一考されても良いのではないかと思われる。

以上

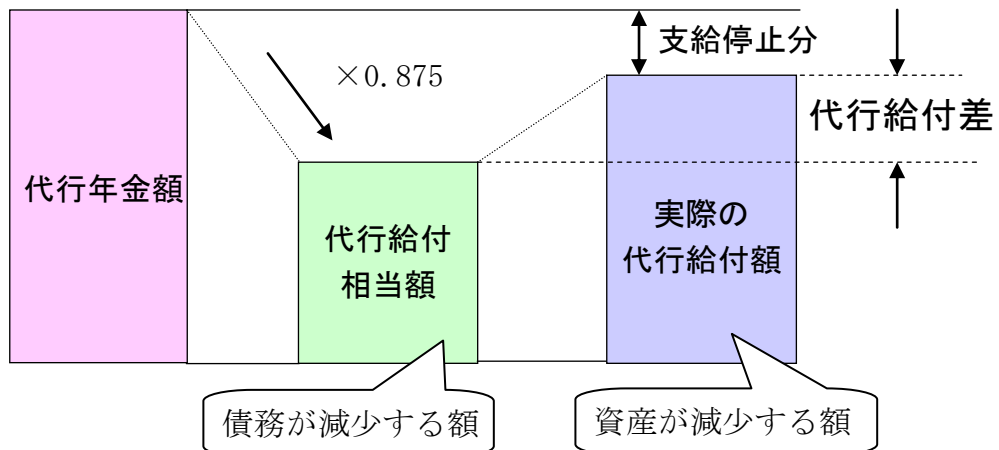
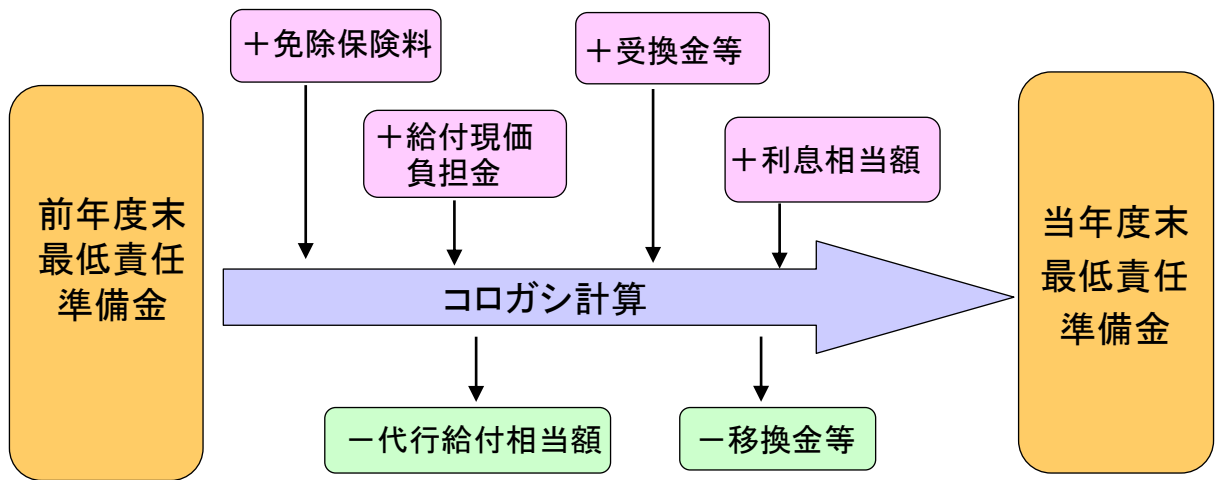
(参考1)

1 予定利率



2 最低責任準備金

最低責任準備金の算出方法の図解



3 給付現価負担金

基金の成熟度が進行して受給者に支払う代行給付相当額が増大すると、最低責任準備金が大きく減少する。このような場合、過去期間代行給付現価に対する最低責任準備金の比率が大きく低下するので、国から「給付現価負担金」が交付され、その逆に、過去期間代行給付現価の1.5倍を上回った場合は、上回った部分に対して免除保険料が調整される。

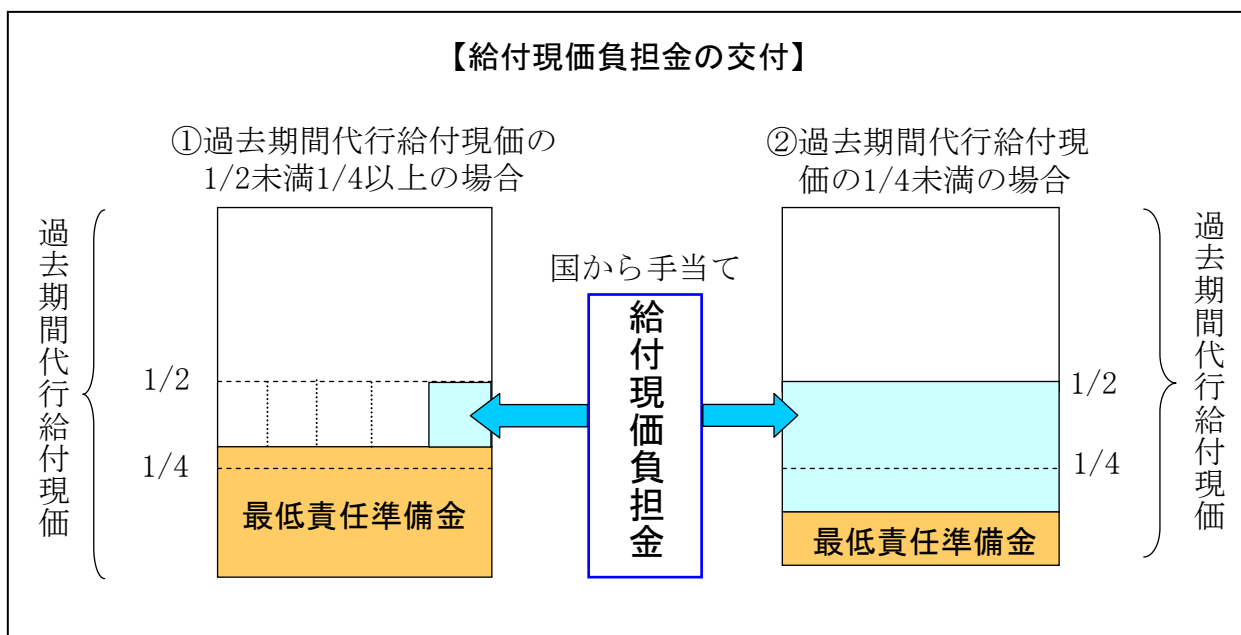
なお、「給付現価負担金」が交付された場合、その金額を収入として最低責任準備金の算定に反映させる。

(1) 給付現価負担金

- ① 最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1/2を下回った場合、過去期間代行給付現価の1/2と最低責任準備金の差額のうち1/5が交付される。
- ② 最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1/4を下回った場合、過去期間代行給付現価の1/2と最低責任準備金の差額が交付される

(2) 交付の時期

各事業年度の決算結果に基づき、計算基準日の翌事業年度に交付される。



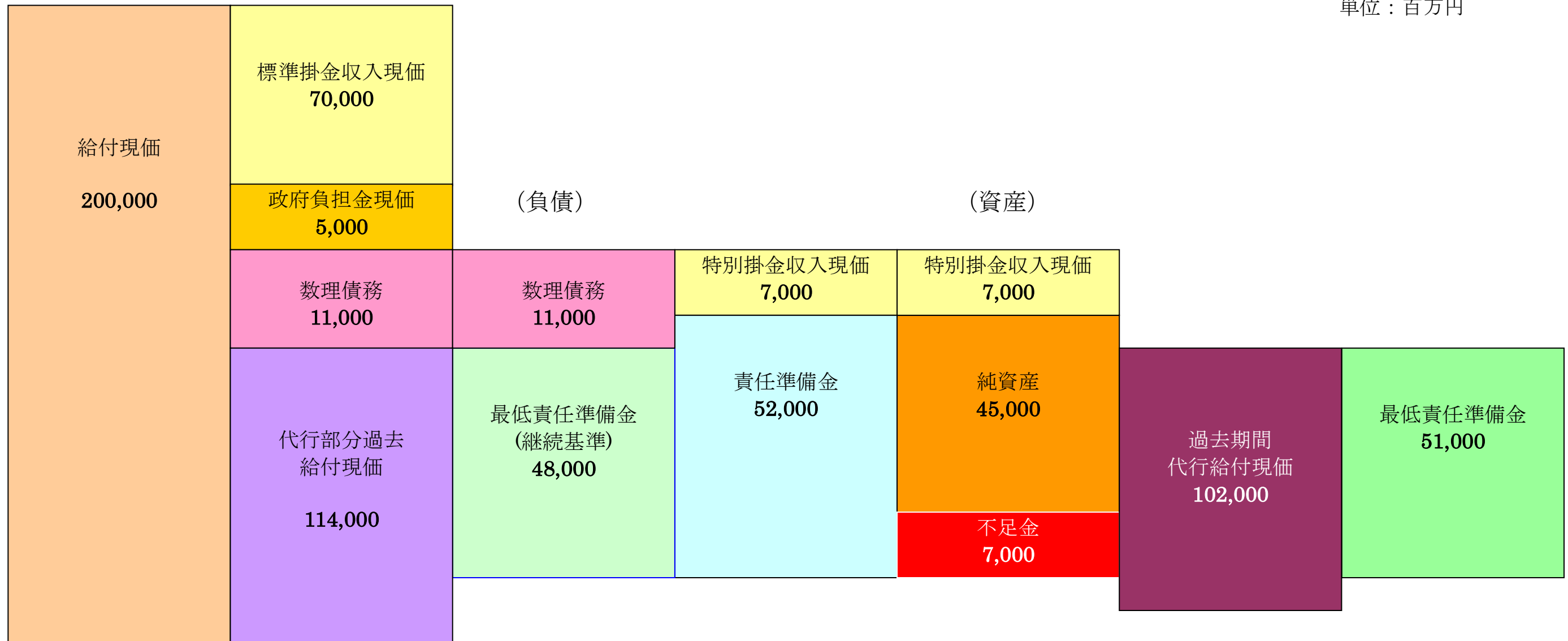
(3) 事業年度末の最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1.5倍を上回った場合

その事業年度末日において代行保険料率の算定を行い、その算定において代行給付費の予想額の現価からこの上回っている額を差し引いて算定する。この場合の免除保険料率の下限は2.4%ではなくゼロとなる。

A厚生年金基金の財政状況

(参考2)

単位：百万円



1. 給付現価・・・基本部分（代行部分とプラスアルファ部分）と加算部分の給付費の総額を、当基金の予定利率（基本部分3.2%・加算部分5.5%）で現在価額に割り引いたもの。
2. 標準掛金収入現価・・・将来発生する給付を賄うための掛金(標準掛金)の収入総額を、現在価額に割引いたもの。
3. 数理債務・・・基本部分のプラスアルファ部分と加算部分を合算した債務のことであり、厚生年金基金全体の債務は、この数理債務に代行部分の債務である最低責任準備金（継続基準）を加えたものになる。
4. 代行部分過去給付現価・・・厚生年金基金において、決算時点までに発生したと考えられる代行部分の給付額（政府負担金を除く）を、予定利率3.2%で割り引いた額。代行部分の給付現価（政府負担金を除く）から代行部分の将来期間に係る給付現価を控除したものである。
5. 最低責任準備金(継続基準)・・・厚生年金基金の継続基準の財政検証に使用する。厚生年金本体の利回りと同じ利回りで算出。
6. 特別掛金収入現価・・・積立金の運用利回りのマイナスや加入員の基礎率（年齢、給与、死亡率等）の変動によって生じる不足金（後発債務）等の累計。財政再計算時や変更計算時に確定する。当基金では、この債務を15年間で償却している。＝未償却過去勤務債務。
7. 過去期間代行給付現価・・・将来法（代行年金額×終身年金現価率）で算定した理論上の代行給付の原資。最低責任準備金が平成11年10月からコロガシ方式(過去法)となって毎年のコロガシ利率で変動することとなったため、本来必要とする代行給付の原資を認識するためのもの。
8. 最低責任準備金・・・基金が解散したり代行返上する際に、国へ返すこととなる代行部分の債務。厚生年金本体の利回りから1年9か月遅れの利回りで算出。